緑化基準の対象となる まちづくり条例に該当しない 250㎡以上の土地での開発計画とは?



都市計画法第4条第12項に規定する開発行為または、 同一の事業者若しくは同一の土地所有者が、2以上の 隣接する土地において、土地の造成、建築物等の設置 等若しくはその両方を行うもの

つまり・・・

- 【ア】250㎡以上の土地で区画形質の変更(道路を入れたりする区画の変更、農地を宅地にしたりする質の変更)
- 【イ】250 m以上の土地を割って、同じ人が2区画以上の土地の造成を行った場合。
- 【ウ】250 m以上の土地を割って、同じ人が2区画以上で 建築物の設置を行う場合。



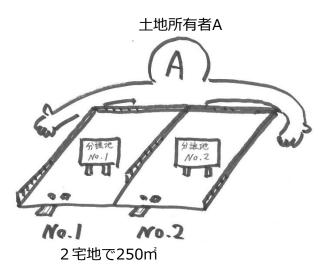


ア~ウのどれかに当てはまれば緑化計画書を提出してください

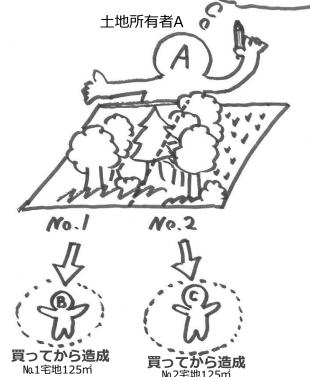
※イの場合、本来土地を造成した人が緑化計画書を提出しますが、建築主が提出することも可能としています。

この場合は緑化対象

上記【イ】に当てはまります



この場合は 緑化対象外 分筆しただけで 造成せずBとCに 売った!



三鷹市都市整備部緑と公園課 (窓口案内用配布資料)

(このケースでは250㎡以上の土地で誰も造成行為・建築を行っていません)